

美方町・村岡町・香住町

合併協議会だより

第14号

平成17年3月発行
(最終号)



香美町役場(本庁舎)

いよいよ
4月1日!
「香美町」誕生!!



村岡地域局



小代地域局

最後の第20回合併協議会が2月27日、村岡町老人福祉センターで開催され、公共的団体等の取扱いなどの報告がなされました。詳しくは4ページ以降をご覧ください。

また、合併協議会だよりもこの号をもって最終号、いよいよ4月1日「香美町誕生」のときを迎えます。

Contents

- 合併協議会を終えるにあたって P2~3
- 第20回合併協議会を開催 P4~5
- 事業所等で合併による住所表示の変更により、必要となる手続き P6~7
- 合併に伴うお知らせ 他 P8

合併協議会を終えるにあたって

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩 槻 健
(村岡町長)



例年を凌ぐ寒さに耐え、木々の芽吹きが一齐に始まり、躍動の季節を迎えました。3町では、閉町式が厳粛に執り行われ、ふるさとの歩みに感謝を捧げるとともに、香り高く美しい「香美町」誕生への期待を込め、一層の努力を誓い合いました。4月1日にいよいよ新しい町づくりがスタートします。この日を迎えることのできますのも、地域住民の連帯意識の高揚と相互理解の積み重ねにほかありません。これまでの努力を継承し、後世に対し、幸せと希望と誇りを育む町づくりに住民一人一人の英知を注いでまいりましょう。

顧みますと、平成の大合併が本格的に唱えられたのは、地方分権推進関連法案が成立した平成11年以降でありました。県下では、同年、篠山市が合併特例法改正後、全国初の合併を成し、当地域におきましても、厳しい財政状況下の中で、地方分権確立のため、合併のあり方について行政、議会、住民のあらゆる分野で研究、協議を重ねてまいりました。

当初は5町合併による市制施行をめざしましたが、紆余曲折を経て、矢田川流域3町による合併が実現することになりました。町の規模では県下初となりますとともに、町域は最も広くなります。住民皆様の連帯と互譲の精神のもと、矢田川を介して2万3千人の町民が育んできました豊かな歴史、自然、文化を共有し、全国に誇れる「香美町」が力強く出航します。

合併までの経緯



平成15年12月24日
合併協議会発足式

《平成15年》

12月15日

美方町・村岡町・香住町合併協議会設置

12月24日

美方町・村岡町・香住町合併協議会発足式
第1回合併協議会

《平成16年》

2月24日

まちづくりキャッチフレーズ
「山・川・海人が躍動する」

交流と共生のまち」が確定
(第5回合併協議会)

6月9日

農業委員会委員の定数及び任期を確認
議会議員の定数及び任期を確認
(第9回合併協議会)

7月6日

新町の庁舎の位置を確認
(第10回合併協議会)

7月20日～8月1日

村岡町住民説明会(10会場)

7月28日

新町の名称「香美町」を確認
(第12回合併協議会)



平成16年2月24日
第5回合併協議会

「香美町」は、但馬山岳から日本海に至る水系を一つの町で有し、町域の約6割が国立、国定、県立の自然公園に指定されている日本でも数少ない環境にあります。豊かで多様な自然資源を大切にし、森が海を育て、夏は海水浴、冬はスキーが楽しめる、但馬牛や松葉ガニを代表とする全国ブランドをはじめ、「香美町」ならではの味覚や香りを介して、多彩な交流活動を展開するなど、農・林・水の産業を基盤としながら、町民の力を結集して希望あふれるふるさとを共に築いてまいりましょう。

また、国の地方制度の見直しや三位一体改革がなされるなかで、少子高齢化社会に対応し持続的発展ができる、時代にふさわしい自主・自立の自治を構築し、住民福祉を高め、安心して暮らせる地域づくりに向けて、更なる努力を注がなくてはなりません。

合併協議会の会長を拝命し、委員の皆様とともに3町の特徴、総合力を活かし、地域課題を克服するため最大限の努力を重ねてまいりました。協議会で話し合われたまちづくり計画が新町において一つ一つ着実に実現されることを願ってやみません。新町長が誕生するまでの間、職務執行者としての役割をいただいておりますが、合併協議会委員の皆様のご貴重なご意見を新町へ引き続き、より住みやすい地域づくりに努めてまいりたいと存じます。

合併協議会を3月31日をもって閉じるにあたり、委員、顧問の皆様のご尽力、町民の皆様のご理解、ご支援、県関係機関のご指導に対し、重ねて厚くお礼申し上げます。



平成16年7月28日
新町の名称「香美町」を確認
(第12回合併協議会)

7月30日～8月6日
美方町住民説明会(3会場)

7月31日～8月9日
香住町住民説明会(6会場)

9月29日
「新町のまちづくり計画」を策定
全ての協定項目の確認を終える
(第17回合併協議会)

10月2日
合併協定調印式

10月7日
香住町議会にて合併関連議案議決



平成16年10月2日
合併協定調印式

10月13日
村岡町議会にて合併関連議案議決
美方町議会にて合併関連議案議決

10月18日
兵庫県へ廃置分合の申請

12月22日
兵庫県知事が廃置分合を処分決定した旨
を総務大臣へ届出

《平成17年》

1月20日
総務大臣の告示

4月1日
香美町誕生へ

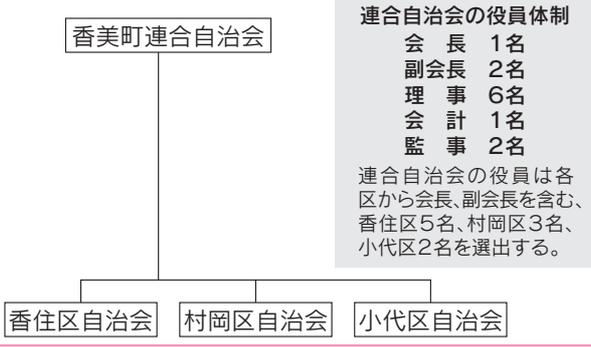
第20回合併協議会を開催

2月27日、村岡町老人福祉センターで、最後となる第20回合併協議会が開催され、各報告がなされました。

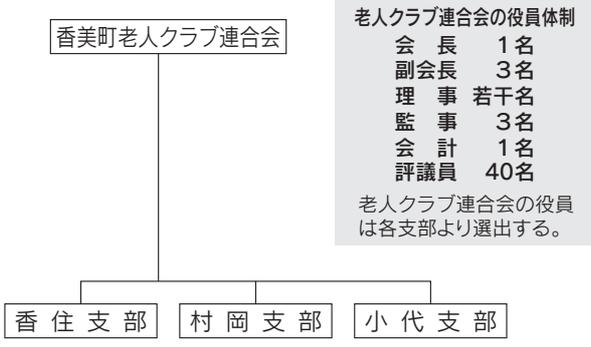
報告事項

①公共的団体等の取扱いについて、合併に伴い3町に共通する団体の統合又は再編に向けた取り組み状況について報告されました。各団体の組織図については別図のとおりです。

《平成17年度以降の自治会の組織図(案)》

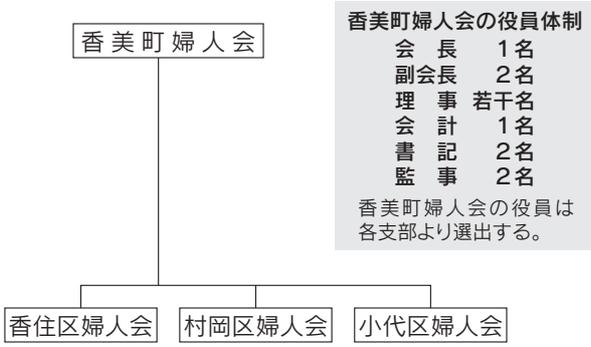


《平成17年4月1日以降の老人クラブ連合会の組織図(案)》



《平成17年度以降の婦人会の組織図(案)》

平成17年4月中に設立大会を予定(平成17年4月1日施行)



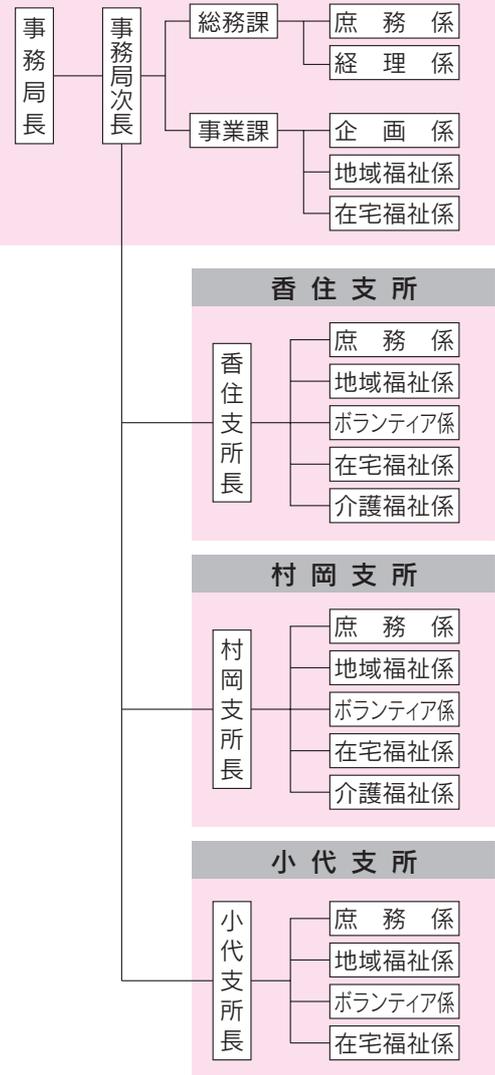
《平成17年7月1日以降の杜氏組合の組織図(案)》

香美町杜氏組合
平成17年7月1日以降

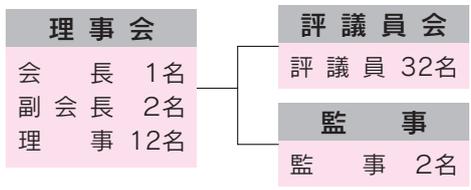


《平成17年4月1日以降の社会福祉協議会組織図》

香美町社会福祉協議会(本所・香住区)



香美町社会福祉協議会の役員体制



平成17年2月27日現在

国・県等の機関	現 況	香 美 町	
① 法 務 局	美方町 豊岡支局 八鹿出張所	3月22日から豊岡支局	
	村岡町 //		
	香住町 豊岡支局		
② 警 察 署	美方町 浜坂警察署 村岡警部派出所	合併時は現状のまま 統一を要望中	
	村岡町 //		
	香住町 香住警察署		
③ 健康福祉事務所	美方町 浜坂健康福祉事務所、美方健康福祉事務所	3月中に決定する予定	
	村岡町 //		
	香住町 豊岡健康福祉事務所		
④ 森林整備事務所	美方町 豊岡農林振興事務所、村岡森林整備事務所	3月中に決定する予定	
	村岡町 //		
	香住町 豊岡農林振興事務所		
⑤ 農業改良普及センター	美方町 浜坂農業改良普及センター	3月中に決定する予定	
	村岡町 //		
	香住町 豊岡農業改良普及センター		
⑥ N T T	美方町 村岡町 市内通話 香住町 市外局通話	合併時は現状のまま 北但地域内市内局番通話 が出来るよう要望中	
	村岡町 美方町 市内通話 香住町 市外局通話		
	香住町 美方町 市外局通話 村岡町 市外局通話		
	美方町 村岡総合営農生活センター		検討中
	村岡町 //		
	香住町 豊岡総合営農生活センター		

② 香美町に関わる国・県等の管外区域等について左図のとおり報告されました。

③ 香美町長職務執行者について、地方自治法の規定による3町長の協議により、岩槻健村岡町長に決定したことに ついて報告されました。

④ 地方自治法の規定により、新町発足に伴い平成17年3月31日をもって合併協議会を廃止する規約を本年3月議会に提出することについて報告されました。

香美町開庁式を行います

いよいよ4月1日、新町「香美町」が誕生します。
これに伴い、香美町役場（本庁）および村岡、小代地域局で開庁式を行います。
内容については次のとおりです。

【香美町役場(本庁)】

日 時 午前8時00分～午前8時30分
会 場 香美町役場(旧香住町役場)

【村岡地域局】

日 時 午前8時00分～午前8時30分
会 場 村岡地域局(旧村岡町役場)

【小代地域局】

日 時 午前8時00分～午前8時30分
会 場 小代地域局(旧美方町役場)

《内 容》 役場銘板除幕、テープカットなど

※雨天の場合、一部内容の変更等が生じる場合があります。

香美町役場(本庁)



村岡地域局



小代地域局



事業所等で、合併による住所表示の変更により必要となる手続き

香美町誕生により、事業所等の皆さんに関係の深い合併による住所表示の変更により必要となる手続きについて、お知らせします。詳細については、関係機関(届出機関)へお問い合わせください。

件名	関係機関(届出機関)	手続き等
緊急自動車・道路維持作業自動車の指定証・届出確認証	・当該自動車の使用の本拠の位置を所轄する警察署	記載事項変更(住所表示変更)届出が必要です。根拠…兵庫県道路交通法施行細則第1条の4の第2項
自動車運転代行業認定証	・営業所の所在地を管轄する警察署	住所表示に変更があった場合は、速やかに書類申請が必要です。(手数料不要)
公安委員会に届出をしている自動車教習所	・運転免許試験場	変更の手続きが必要です。速やかに変更事項を届出 道路交通法施行規則第31条の5 変更後の登録簿謄本が必要です。
公安委員会の指定を受けている指定自動車教習所	・運転免許試験場	変更の手続きが必要です。変更を生じたときは、速やかに届出 道路交通法施行規則第36条 変更後の登記簿謄本が必要です。
技能検定員、教習指導員の資格者証	・運転免許試験場	変更の手続きが必要です。変更のあったときは、書き換えの申請 技能検定員審査等に関する規則第8条第2項、第16条第1項 変更後の住民票が必要です。
公安委員会の指定を受けている指定講習機関(初心運転者講習)	・運転免許試験場	変更の手続きが必要です。変更しようとするときは、あらかじめ公安委員会に届出 指定講習機関に関する規則第4条第1項 変更後の登記簿謄本が必要です。
受験(登録)票	・運転免許試験場	変更の手続きが必要です。変更がなされていなければ、登録時の表示で免許が交付される。 道路交通法第94条準用 市、町が交付する「住所変更証明書」または住民票が必要です。
病院開設者等の住所の変更届	・健康生活部健康局医療課 ・特定健康福祉事務所	開設者の住所、管理者の住所の変更届出が必要です。
診療所及び助産所の開設者等の住所変更届出等	・特定健康福祉事務所	診療所を開設した医師もしくは歯科医師又は助産所を開設した助産師の方は、住所、開設の場所、管理者の住所の変更が必要です。 医師及び歯科医師でない方で診療所を開設した方、助産師でない方で助産所を開設した方は、開設者の住所、管理者の住所の変更届出が必要です。
施術所開設者等の住所等の変更届出	・特定健康福祉事務所	開設者の住所、開設の場所の変更届出が必要です。
歯科技工所	・特定健康福祉事務所	開設者の住所、開設の場所、管理者の住所の変更届出が必要です。
医療法人	・兵庫県健康生活部健康局医療課 ・特定健康福祉事務所	主たる事務所の住所、法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の開設の場所、附帯業務として行っている訪問看護ステーション等の事業所の所在地に係る定款又は寄附行為の変更認可申請が必要です。
登録衛生検査所	・特定健康福祉事務所	開設者の住所の変更届出が必要です。

件名	関係機関（届出機関）	手続き等
被爆者健康手帳	・各健康福祉事務所	住所表示変更証明書等住所表示の変更がわかる書類、被爆者健康手帳、手当証書（受給者のみ）及び印鑑を持って、住所地を所管する健康福祉事務所で住所変更手続きを実施します。
火薬類譲渡（譲受）許可証	・兵庫県企画管理部防災局産業保安課（火薬・電気係）	証明書を添付し、火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書に当該許可証を添えて、遅滞なく、所管する県民局へ提出が必要です。
火薬類製造許可 火薬類販売許可 火薬庫設置許可	・神戸県民局企画県民部課長（さわやか県政・連携担当）	証明書を添付し、変更があった旨を記載した報告書を、遅滞なく、所管する県民局へ提出が必要です。
火薬類輸入許可 火薬類消費許可 火薬類廃棄許可	・各県民局企画調整部市町振興・防災課	証明書を添付し、変更があった旨を記載した報告書を、遅滞なく、所管する県民局へ提出が必要です。
電気工事業者登録、届出、通知（営業所が県内のみに限る）	・兵庫県企画管理部防災局産業保安課（火薬・電気係）	証明書を添付し、登録事項等変更届出書を遅滞なく、産業保安課へ提出が必要です。
商工会の定款変更	・各県民局商工担当課	商工会の定款に定められている名称及び事務所の所在地の変更認可が必要です。
普通肥料登録又は仮登録	・兵庫県農林水産部農林水産局農産園芸課	肥料取締法第13条の規定に基づき、変更が生じた日から2週間以内に、肥料取締法施行規則第10条に定める手続きにより知事に届け出、かつ、肥料登録証の書替交付を申請してください。
ふ化業者の登録	・県民局農林（水産）振興事務所	登録ふ化業者は、登録内容に変更が生じたときには、都道府県知事（所在地の県民局農林振興事務所を経由して畜産課）に届け出てください。
飼料製造業者等の届出事項の変更	・兵庫県農林水産部農林水産局畜産課 ・県民局農林（水産）振興事務所	届出内容に変更が生じたときには、製造業者・輸入業者については農林水産大臣（畜産課経由）、販売業者については都道府県知事（所在地の県民局農林（水産）振興事務所を経由して畜産課）に届け出てください。
動物用医薬品販売業許可証	・各家畜保健衛生所	許可証の内容に変更が生じたときには、書換交付申請を行うことができます。（薬事法施行第3条）
家畜商免許証	・各県民局農林（水産）振興事務所	家畜商法施行第3条により、家畜商名簿の登録に関し、登録変更申請書を管轄する県民局（農林水産振興事務所）に提出するとともに、同施行令第5条により免許証書換交付を県民局（農林水産振興事務所）に申請してください。
大規模小売店舗立地方に係る届出	・兵庫県県度整備部まちづくり局まちづくり課 ・各県民局まちづくり課	合併後、速やかに手続きを行ってください。
建設業者の営業所の所在地の変更	・各県民局の建設業許可担当課	住所変更の手続きが必要です。
解体工事業者の住所、営業所の所在地又は法定代理人の住所の変更	・各県民局解体工事登録担当課	住所変更の手続きが必要です。
入札参加資格審査申請（建設工事、測量、建設コンサルタント等）	・兵庫県県土整備部契約・建設業室及び各県民局経理課	「兵庫県入札参加資格審査申請書変更届」に必要な事項を記入したうえで、県内業者については、本店を管轄する県民局経理課へ、県外業者については、本庁（県土整備部契約・建設業室）に提出してください。

美方町・村岡町・香住町合併協議会等開催状況

(平成17年3月1日現在)

香美町「ひと・まち暮らしのガイドブック」を発行しました

美方町・村岡町・香住町合併協議会では、住民の皆様の関係の深いことを中心に、合併後どのようになるかをまとめた「ひと・まち暮らしのガイドブック」を発行しました。

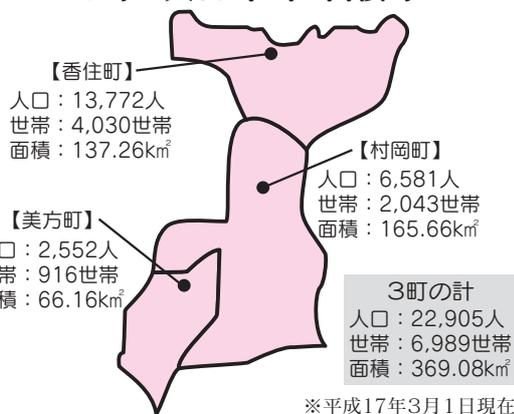
冊子には、香美町の施設ガイドブックや戸籍、住居などに関する各種届出のほか、福祉、育児、健康、医療、教育など、さまざまな手続きなどについて掲載しています。各世帯に1冊ずつお配りしますのでご活用ください。

【合併に伴うお知らせ】

農業委員会への申請について

合併に伴い4月1日から50日以内に農業委員会委員の選挙が実施されます。新しい農業委員会委員が決まるまでは、通常の農業委員会の業務（農地法に係る許可申請や届出、耕作証明をはじめとする諸証明の発行など）を行うことができませんので、お知らせします。

3町の人口・世帯・面積等



【発行】 美方町・村岡町・香住町合併協議会
 【住所】 〒667-1368
 兵庫県美方郡村岡町入江711番地の2 (村岡町射添会館内)
 電話 (0796)99-5050
 F A X (0796)95-0221
 E-mail mmk3t-gappei@fine.ocn.ne.jp
 URL <http://www.mmk3t-gappei.com/>

期 日	全体協議会等	新町まちづくり計画 検討小委員会	新町の事務所の位置等 検討小委員会	議会の議員及び 農業委員会の委員任期等 検討小委員会
平成15年 12月24日	第1回合併協議会(村岡町)			
平成16年 1月14日	第2回合併協議会(美方町)	第1回小委員会(美方町)		
24日	第3回合併協議会(香住町)		第1回小委員会(香住町)	第1回小委員会(香住町)
27日			第2回小委員会(美方町)	
30日		第2回小委員会(村岡町)		
2月 5日			第3回小委員会(村岡町)	
9日	第4回合併協議会(美方町)			
12日				第2回小委員会(美方町)
16日			第4回小委員会(美方町)	
18日		第3回小委員会(香住町)		
20日				第3回小委員会(村岡町)
24日	第5回合併協議会(村岡町)			
28日			第5回小委員会(香住町)	
3月 6日		第4回小委員会(美方町)		
10日	第6回合併協議会(香住町)			
13日				第4回小委員会(香住町)
20日			第6回小委員会(村岡町)	
4月12日				第5回小委員会(美方町)
26日			第7回小委員会(香住町)	
28日	第7回合併協議会(美方町)			
5月 7日		第5回小委員会(村岡町)		
12日	第8回合併協議会(村岡町)			
14日				第6回小委員会(村岡町)
6月 9日	第9回合併協議会(香住町)			
12日			第8回小委員会(美方町)	
16日		第6回小委員会(香住町)		
29日			第9回小委員会(村岡町)	
7月 6日	第10回合併協議会(美方町)		第10回小委員会(美方町)	
14日	第11回合併協議会(香住町)	第7回小委員会(香住町)		
28日	第12回合併協議会(村岡町)			
8月11日	第13回合併協議会(美方町)			
30日	第14回合併協議会(香住町)			
9月 8日	第15回合併協議会(村岡町)	第8回小委員会(村岡町)		
20日	第16回合併協議会(美方町)			
29日	第17回合併協議会(村岡町)			
10月 2日	合併協定調印式(香住町)			
11月11日	第18回合併協議会(香住町)			
平成17年 1月25日	第19回合併協議会(美方町)			
2月27日	第20回合併協議会(村岡町)			

事務局の合併紀行

今回で「合併協議会だより」も最終号となります。創刊号から数えて14号、分かりやすく伝えることを心がけてきたつもりですが、読みにくい部分も多かったと反省しております。1年3ヶ月にわたりご愛読ありがとうございました。皆様のご指導・ご支援に対し心からお礼申し上げます。

4月1日の香美町誕生に向け、事務局一同、大きな喜びと緊張感が高まっています。これからも希望と誇りをもって、「香美町」のすばらしさを全国に発信していきましょう。